

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【種苗管理センター】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月28日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式1において明朝体で記載しているもの及び様式2において灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

## 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

<b>所管府省名</b>	<b>農林水産省</b>
<b>法人名</b>	種苗管理センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等(25年7月1日)
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b> <b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 23年3月に策定した第3期中期計画においては、「毎年度、土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。」こととしている。                      現在、利用が見込まれない八岳農場の施設については、売却価格及び売却条件を含めた処分方法の検討を行っている。</li> </ul>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府出資財産の不要資産売却額のうち、簿価相当額を以下のとおり国庫返納した。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道中央農場用地                              資産の別: 実物(山林)                              資産の名称: 北海道中央農場用地                              譲渡時(16年12月)における帳簿価格: 918,320円                              納付方法及び時期: 金銭納付(23年3月)</li> <li>・十勝農場建物                              資産の別: 実物(建物等)                              資産の名称: 十勝農場資料展示館等                              譲渡時(16年8月)における帳簿価格: 4,285,439円                              納付方法及び時期: 金銭納付(23年3月)</li> </ul> </li> </ul>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全農場に対し実物資産の保有の必要性について調査を実施し、業務の廃止等により不要となった資産の除却を行うとともに、利用度が低下した資産については減損処理を実施している。また、保有資産の見直しの状況について、監事による定期監査及び評価委員会による事後評価においてチェックを受けている。</li> </ul>

2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 管理部門について、本所と農場の事務分担の見直し含め効率化を一層推進するため、西日本農場の管理課長、北海道中央農場の総務係主任、胆振農場の会計係長及び上北農場の会計係長を廃止する一方、新たな人事評価制度及び諸手当認定事務の本所一元化に対応するため、本所の総務課に人事専門役を設けた。なお、管理部門では2名を削減した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 研修施設として鹿児島農場研修会議室を所有するが、農場内にある当施設は、農場及び関連施設を利用しながら行う、さとうきび生産者に対する講習会場及び農場会議室として利用しており、農場外の施設で代替することは困難である。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 第2期中期目標期間において、久留米分室(18年5月)、知覧農場(20年4月)、金谷農場(21年4月)をそれぞれ廃止し、西日本農場に再編統合を進めてきたところである。第3期中期目標期間においては、土地・建物等の資産について毎年度利用状況の調査を行い有効活用を図るとともに、将来の利用見込み等を検討し、不要なものについては国庫返納等の手続きを行う旨、中期目標及び中期計画に記載されている。 なお、当センターは、宿舎及び福利厚生施設を保有していない。

<b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b>																																																	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、22年度以降以下の取り組みを実施している。</p> <p>①公告方法  ア 公告時期の早期化、公告期間の延長(休日を除き15日以上確保)  イ 公告等の情報を自動的に発信するためのRSSの導入</p> <p>②入札参加条件  ア 肥料購入については、特殊品目と通常品目を分けて入札  イ 役務と物品購入を分けて入札  ウ 損害保険契約については競争参加資格の等級範囲をAランクのみからA～Cランクに変更</p> <p>③契約方法の見直し  IT保守及び損害保険契約については、複数年契約方式も有効な手法と考えられるので単年度契約方式から複数年契約方式への変更も検討</p> <p>④22年度状況</p> <table border="1" data-bbox="1198 678 1937 798"> <tr> <td>(金額ベース)</td> <td>一般競争等</td> <td>463,684,302円</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>23,502,405円</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>(件数ベース)</td> <td>一般競争等</td> <td>46件</td> <td>83.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>9件</td> <td>16.4%</td> </tr> </table> <p>⑤23年度状況</p> <table border="1" data-bbox="1198 821 1937 941"> <tr> <td>(金額ベース)</td> <td>一般競争等</td> <td>129,650,282円</td> <td>76.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>39,297,069円</td> <td>23.3%</td> </tr> <tr> <td>(件数ベース)</td> <td>一般競争等</td> <td>30件</td> <td>76.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>9件</td> <td>23.1%</td> </tr> </table> <p>⑥24年度状況</p> <table border="1" data-bbox="1198 965 1937 1085"> <tr> <td>(金額ベース)</td> <td>一般競争等</td> <td>358,379,972円</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>18,129,095円</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>(件数ベース)</td> <td>一般競争等</td> <td>31件</td> <td>79.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>8件</td> <td>20.5%</td> </tr> </table>	(金額ベース)	一般競争等	463,684,302円	95.2%		競争性のない随意契約	23,502,405円	4.8%	(件数ベース)	一般競争等	46件	83.6%		競争性のない随意契約	9件	16.4%	(金額ベース)	一般競争等	129,650,282円	76.7%		競争性のない随意契約	39,297,069円	23.3%	(件数ベース)	一般競争等	30件	76.9%		競争性のない随意契約	9件	23.1%	(金額ベース)	一般競争等	358,379,972円	95.2%		競争性のない随意契約	18,129,095円	4.8%	(件数ベース)	一般競争等	31件	79.5%		競争性のない随意契約	8件	20.5%
(金額ベース)	一般競争等	463,684,302円	95.2%																																														
	競争性のない随意契約	23,502,405円	4.8%																																														
(件数ベース)	一般競争等	46件	83.6%																																														
	競争性のない随意契約	9件	16.4%																																														
(金額ベース)	一般競争等	129,650,282円	76.7%																																														
	競争性のない随意契約	39,297,069円	23.3%																																														
(件数ベース)	一般競争等	30件	76.9%																																														
	競争性のない随意契約	9件	23.1%																																														
(金額ベース)	一般競争等	358,379,972円	95.2%																																														
	競争性のない随意契約	18,129,095円	4.8%																																														
(件数ベース)	一般競争等	31件	79.5%																																														
	競争性のない随意契約	8件	20.5%																																														
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>																																																

<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>なお、取組開始後から平成25年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 事務用消耗品について、一括購買システムにより本所で一括契約を行うほか、農薬資材等については、使用時期及び納入場所を勘案し、全国分を本所で取りまとめた上で計画的な契約を実施している。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 内閣府官民競争入札等監視委員会からの要請に基づき、複数者に発注している清掃等の庁舎管理業務について、包括的な委託発注を行うことを検討している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月28日行政刷新会議公共サービス改革分科会公表)を踏まえつつ、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等に基づく契約の適正化に関する取組を推進する中で、施設工事における総合評価落札方式の実施に取り組むほか、調達・契約方式の多様化により効率化を図っている。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。また、平成24年4月分の職員給与については、12月期の期末手当で減額調整を行っている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● ラスパイレス指数は95.4(平成24年度)であり、国家公務員より給与水準が低い。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、理事及び監事の報酬について、引き続き個別の額をホームページで公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事の監査事項及び評価委員会の評価事項として、①人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)の削減状況、②国家公務員の給与構造改革や給与水準の見直しに準拠した給与規程の改正、③法人のラスパイレス指数等について監査、評価を実施しており、特段の意見はなかった。 今後も、監事による監査、評価委員会による事業評価において、引き続きチェックを行っていく。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 23年3月に策定した第3期中期計画において、「運営費交付金で行う業務のうち一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。」こととした。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各農場等の業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。また、機械・器具の整備に必要な経費については、センター本所において各農場の業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 監査室を設置(監査室長及び監査係長)し、更に併任により監査専門役4名を配置することにより内部監査業務を的確に実施する体制を整備している。</p>

<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 民間からの依頼に基づく検査について、検査の種類ごとに所要時間等のデータを収集し取りまとめ、種苗業者団体の意見を聴取した上でコストに見合った新たな料金体系を決定し、関係者への周知の後に24年3月1日から施行した。</p> <p>○ 23年1月に関係道県・生産者団体等からなる「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種配布価格の引き上げ及び影響について意見交換を行った。改定価格は、ばれいしょ原原種生産の総コストの内訳を精査し、国が負担すべき経費を除いた額とすることとして関係道県・生産者団体等と協議を重ね、23年度に1,770円/袋(20kg)から30円引き上げ1,800円とし、25年度に更に970円を引き上げ2,770円とすることに決定し、それぞれ各年度から施行した。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 22年11月に「独立行政法人種苗管理センター寄附金等受入規程」を制定し、寄付金の受入れ体制を整備した。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、種苗管理センターが保有する特許(植物種子の病原菌検査法:日本国及び米国)について農林水産大臣認定TLO(技術移転機関と連携し企業への技術移転の推進に取り組み、24年度に国内2社との許諾契約を締結した。</p>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 第3期中期計画において、「調査研究の対象について、候補から選択を要する案件が生じた場合は、学識経験者からなる調査研究評価委員会により事前・期中・完了後の評価を行い、事業の選定・実施に反映させる。また、重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において毎年度評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図る。」と定めており、これに即して評価を行うとともに課題の実施に適切に反映させているところである。</p>



No.	56	所管	農林水産省	法人名	(独)種苗管理センター
-----	----	----	-------	-----	-------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	一層の効率化（栽培試験業務の民間委託等による効率化）	23年度以降実施	栽培試験の効率化の観点から、現在一部の品種において実施されている民間委託の拡大を図るため、公募案件数を拡大する。栽培試験の結果については、電子媒体での検定・報告を推進し、審査等に係るコストについて一層の効率化を図る。	1a	栽培試験については、「出願品種栽培試験事業募集対象選定基準」に基づき、①国際審査協力の対象とならない植物の種類であって、かつ、②栽培条件により形質の発現が左右されにくく、③既存品種との明確な区別性等の判定が容易である等の観点を基準として、民間委託の拡大及び公募案件数の拡大に取り組んでいる。24年度は、既に公募対象としていた一部の植物の種類（稲種、おうごんかずら種、えぞぎく種、コスモス属、ストック種、にちにちそう種、ひやくにちそう種）に加え、新たにアルストロメリア属、けいとう属、コリウス属及びペンステムン属について公募対象植物に追加し、公募案件数の拡大を行った。 電子媒体での報告に関しては、農林水産省が行う「品種登録迅速化総合電子化システム」(VIPS)の改修に参画し、出力方法等に改良を加え、センターの報告書作成支援システム及び改修されたVIPSの活用を推進することによって効率化された。これを24年度実績から試算すると、年間でコピー代及び人件費は570千円の削減となった。	栽培試験の結果については、電子媒体による報告書の検定を試行したが、紙媒体を用いた方が作業が簡潔であり、効率的であることが判明した。このため、今後はVIPSを有効に活用することにより、コストの低減化を図ることとする。
	品種保護相談役（品種保護Gメン）事業の見直し	22年度から実施	海外における育成者権侵害については、類似性試験対象作物の拡大、侵害情報の提供など税関等における水際対策への協力を主とし、品種保護Gメンの東アジア地域への派遣事業については、事業規模を縮減する。	1a	23年6月に種苗管理センター主催で実施した打合せに、税関等からも参加し、育成者権に係る情報提供等を行った。引き続き税関に対し連絡会議等により情報提供を行うこととしている。 品種保護Gメンの海外派遣については、23年6月に品種保護Gメンの海外への派遣基準を定め、より一層効果が見込まれるものに限定することとした。この基準に照らし合わせ、事業規模縮減効果について検証したところ、平成20年度に行った台湾への派遣については派遣基準を満たしていないことから、当時支出した派遣費用212千円が支出されないこととなり、事業削減効果はあるものと考えている。なお、見直しの基本方針決定後24年6月までの間、品種保護Gメンの海外への派遣実績はない。	措置済み
02 農作物の種苗の検査	受益者負担の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査については、管理費も含めて検査コストに見合った手数料を徴収するように価格設定を見直す。	1a	民間からの依頼に基づく検査について、検査の種類ごとに所要時間等のデータを収集し取りまとめ、種苗業者団体の意見を聴取した上でコストに見合った新たな料金体系を決定し、関係者への周知の後24年3月1日から施行した。この結果、24年3月における1点当たりの手数料の実績は前年同月の1.3倍(4,373円→5,765円)になり、受益者負担は拡大している。	措置済み
03 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	ばれいしょ及びさとうきびの原原種配布価格の引上げによる自己収入の拡大	23年度から実施	本法人による原原種の生産コストと本法人から都道府県への原原種の配布価格とに大きな乖離があるため、特にばれいしょについて関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなく原原種の配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。	1a	23年1月に関係道県・生産者団体等からなる「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種配布価格の引上げ及び影響について意見交換を行った。改定価格は、ばれいしょ原原種生産の総コストの内訳を精査し、国が負担すべき経費を除いた額とすることとして関係道県・生産者団体等と協議を重ね、23年度に1,770円/袋(20kg)から30円引き上げ1,800円とし、25年度に更に970円を引き上げ2,770円とすることに決定し、それぞれ各年度から施行した。この結果、24年度の自己収入は、原原種価格改定前の22年度と比較して8,070千円増加した。	ばれいしょ原原種の品質向上等に努める。
	余剰・規格外原原種の処分方法の見直しによる自己収入の拡大	22年度から実施	余剰・規格外原原種の処分については、一般種苗用の販売の拡大など自己収入の拡大を図る。	1a	余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集するとともに、必要に応じて随時関係機関との協議を行う。また、一般種苗用としての需要の拡大に対応するため、必要に応じて従来は無選別（小粒、大玉、打撲のものが混在）ででん粉原料用等に売却していたものについて原原種の規格に準じて選別作業を行い、一般種苗用としての価値を高めることとした。この結果、23年度の余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売実績は、基本方針の基準年である21年度比で販売数量で1.4倍(5,845袋(20kg)→8,442袋(20kg))、販売金額で1.8倍(5,864千円→10,633千円)と増加しており、自己収入は拡大している。 さらに、23年度の関係機関との協議を踏まえ、原原種の余剰見込み及び規格外品の発生見込みを早期に把握し、3段階増殖体系に影響のないよう、ばれいしょ種苗の取扱団体に一般種苗用として販売することとした。また、従来、許諾の関係で一般種苗用として販売していなかった登録品種についても許諾料を支払い販売することとした。	措置済み

## 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 取引関係見直し	23年度から実施	余剰・規格外原原種の処分のうち、でん粉原料用として売却するものについては、民間企業等に随意契約で売却されているため、契約の在り方を見直し、一般競争入札に改める。	1a	23年8月に「契約事務取扱規程」を見直し、余剰・規格外原原種をでん粉原料用として売却する場合は、少額随意契約に該当する場合を除き一般競争入札とすることとし、23年度の取引から一般競争入札に改めた。	措置済み

56	所管	農林水産省	法人名	種苗管理センター
----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	農作物の種苗の検査	種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を廃止する。	1	種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を平成19年度末に廃止した。	措置済み
2	事務及び事業の見直し ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討する。	1	平成20年度から加工用品種（アンドーバー）について原原種生産の元だね部分の生産を民間企業に移行するとともに、種苗管理センターは民間企業からの依頼に応じて、隔離ほ場での増殖部分の協力を実施する方針を決定し、平成20～22年度に種いも（ハウスチューバー）を受入れ、計6,980kgを生産・配布した。なお、平成23年度以降は依頼がなかった。	原原種を利用する原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等から成る「はれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見の交換、情報の共有を行う。
3	組織の見直し 支部・事業所等の見直し	金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合する。	1	平成20年4月に知覧農場（鹿児島県）を廃止し、西日本農場に再編・統合した。 平成21年4月に金谷農場（静岡県）を廃止し、西日本農場に再編・統合した。	措置済み
4	組織体制の整備	八岳農場のばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い用地を返還する。	1	ばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い、用地返還手続きを進め、平成20年4月に長野県に対し用地の返還を完了した。	措置済み
5	運営の効率化及び自律化 自己収入の増大	配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品についても、種いも等として販売し自己収入をあげることについて、関係機関と協議する。	1	配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の取扱いについては、平成20年11月から種いも等として販売できるよう種苗管理センターの内部規程を整備した。 平成24年度の余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の販売は平成20年度比では、販売量で1.3倍、販売金額で1.3倍と増加した。	配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品についても、種いも等として販売することを推進する。
6	業務運営体制の整備	コンプライアンス委員会を設置する。	1	法令遵守の徹底を図るためのコンプライアンス委員会を平成20年4月に設置した。	コンプライアンス委員会を毎年開催し、法令遵守の徹底を図る。